

令和4年12月13日

入札参加有資格者各位

建設工事及び・建設コンサル等業務における保証証書（契約保証・前払金保証）の電子化対応について

標記の件について、令和4年3月の中央建設業審議会において公共工事標準請負契約約款が改正され、契約保証等の保証証書の電子対応がなされ、また、高知県においても令和5年1月1日以降に契約締結されるものから建設工事請負契約書等の書式が改正されることをうけ、本市でも令和5年1月1日以降に契約締結するものから建設工事請負契約書等の書式を改正することとしました。

つきましては、上記改正に伴う契約保証等の保証証書の電子化対応について西日本建設業保証株式会社と連携し、令和5年1月1日以降に契約締結するものから下記の手続きにより電子保証の利用を可能としますのでお知らせいたします。

なお、今回の保証証書の電子化につきましては、西日本建設業保証株式会社が発行する保証証書のみが対象となりますのでご了承ください。

記

手続きの概要

- ①受注者は、西日本建設業保証株式会社（以下「保証事業会社」という。）が提供するインターネット保証申込サービス（e-Net 保証）を利用し、保証事業会社に対して保証を申し込む。
- ②受注者と保証事業会社は保証契約を締結し「保証契約番号」を取得する。
- ③受注者は保証事業会社から「認証キー」を受領する。
- ④受注者は「保証契約番号」及び「認証キー」のを室戸市に対して電子メールに添付し送信する。

○送信先

- ・契約保証の場合

工事契約金額が 500 万円以上・・・室戸市財産管理課 mr-011600@city.muroto.lg.jp

業務契約で契約保証を必要とする場合・・・事業担当課（建設土木課等のメールアドレス）

- ・前払金保証の場合は事業担当課（建設土木課等のメールアドレス）

※ 注意事項

- ・契約保証の場合は、「④認証キーの送信」後に、契約書等を持参により提出してください。
- ・前払金保証の場合は、「④認証キーの送信」後に、前払金請求書を持参により提出してください。

■事業担当課のメールアドレス

建設土木課	mr-011000@city.muroto.lg.jp
産業振興課	mr-010900@city.muroto.lg.jp
防災対策課	mr-011900@city.muroto.lg.jp
学校保育課	mr-060100@city.muroto.lg.jp
観光ジオパーク推進課	mr-011200@city.muroto.lg.jp
水道局	mr-090100@city.muroto.lg.jp

※上記以外の課が事業担当となる場合は、財産管理課 mr-011600@city.muroto.lg.jp に送信してください。

お問合せ先
室戸市財産管理課 財産管理班
電話：0887-22-5151
Mail：mr-011600@city.muroto.lg.jp